新田村 津雲田のおいたち

村誌編集調査員
興農館高校
中村義隆

○神保家文書との出あい

役場企画課の山田氏に案内され津雲田の旧庄屋神保家を訪問したのは本年二月上旬であった。まだ、時に粉雪の舞う冬の蒲原平野のたたずまいの中に、屋敷森にかこまれた津雲田部落が江戸時代からの開拓の労苦を内に秘めて横たわっていた。

期待どおり、多くの庄屋文書が大切に保存されていた。この神保家文書は、江戸時代前期から神保家の祖を中心とした新田村津雲田の開発の事情を今に伝える貴重な史料であった。

この史料の一部から、津雲田村の成立の事情を考え、新田開発の労苦をしのびながら、江戸時代に村が成立するという事が制度的にどういう事なのか考えてみたい。

○江浦（つくも）草の地の開発

万治二年（一六五九）の津雲田村開発初期のころの村の呼び名を「江浦草田」と称した。この江浦草は、別名「ふとい」、「円スゲ」などと呼ばれ、地や沼に群生する多年草で、茎は長いもので二メートルにもなる水草である。この呼び名からも、低湿地に水草が一面においしげった開発前の状態が十分想像される。

「つくもだ」の地の周辺の村は、原村といい、和納、高橋、下和納の村々といい、全て慶安二年（一六四九）すでに領主から検地が行なわれ、江戸時代の封建農村としてすでに発展を開始していた。従って、これらの村々から見れば、「つくもだ」の地は開発の余地のある場所として注目されていた土地の一つであったに違いない。

慶安五年（＝承応元年）（一六五二）長岡藩は蒲原地域の支配地の検地を終えて三年目、一応古い村々を治める事業も一段落したころ、神保家の祖、長左衛門らに、つくも田の地の開発免許状を発したのであった。

また、他の史料などから考え合わせると、つくも田の地は免許状の出された承応元年以前から周辺の農民たちに少しずつ開発され耕作されて来て、秘かに生産をあげていたものと思われる。たとえば、開発免許状が発せられた慶安五年の記録によれば、下田、中田など耕地の合計三十六町七反九畝余、公的な見込み生産高が四百三十七石七斗余と計上されている。原村の長左衛門らが開発の表面に出て来たのは開拓を更に押し進める事のほかに、すでに開拓された土地をもとにして、その土地を耕作する人たちを一つの組織にまとめて、村をつくっていく事も大きな仕事であったのである。

領主は、承応元年に、すでに多くの生産をあげていた「つくも田」の地に課税して来た。記録によればこの年貢請求書（年貢割付状と当時呼ばれた）が三本発せられた。一つは「和納新田」に対し、更には、「馬堀新田」、「船越新田」に対して出され、それぞれ完納したと記録されている。

当時、年貢割付状は一村に対して一本にまとめて出されるのが普通であったから、当時の「つくも田」は、まだ一村として完全なまとまりではなかったものと思われる。

年貢割付が一本にまとめられ「つくも田」の地に発せられたのは万治二年（一六五九）であった。このころから、開祖長左衛門のリーダーシップのもと、新しく生れる封建農村としてのまとまりをいよいよ強めていったのであろう。

○開祖長左衛門

「神保家家譜」によれば長左衛門の祖先は、中世後期、能登より流れ来たったという。原村浪士であったとしないが、津雲田開村の長左衛門は、原村移住後三代目の神保長右衛門の隠居改名したものであるという。

長左衛門は「隠居」するという表向きの理由で原村を出村、当時新潟に出ていた長男重太を呼びよせ、長右衛門と改名させて原村の長右衛門家のあとを継がせた。こうして、承応元年、荒野開拓の先頭に立った長左衛門は当時何才であったものかはっきりしない。ただ、寛文六年（一六六六）の冬開田免許を受けてから十四年後にこの世を去っている事から考えれば、長左衛門の原村出村はまさに「隠居」と呼ばれるにふさわしい晩年であった。

しかし、長左衛門は、その晩年十四年間のうち九ヵ年間を、村づくりにささげつくし、いわゆる「隠居」ぐらしと呼ばれる安穏とした生活を送ったものではなかったのである。

○開拓当初の農民たち

新田開発の免許を長左衛門が得てから三年後の、明暦元年（一六五五）には、津雲田村の開発は、元禄七年検地で決められた村高の約九〇％がすでに開発されていた。これらの土地は、農民たちの努力により土地条件が改善されて生産高を増加させたり、あるいは耕地を増加させつつ、検地を迎える事になるが、それまでの農民たちは、この江浦草田の土地をどのように耕作していたであろうか。現存する史料の一つ、「江浦草田村地割帳」延宝五年、（一六七七年）がよくその事を示している。

この地割帳によると、当時の江浦草田村の土地を、田を「下之内上田一番割」など十の区分に、更に「居屋敷畑」の一区分を加え十一区分に分けた。この十一区分それぞれを二十三等分にし、二十二軒の百姓が籤を引いて自分の耕地を決めていった。（ただし、この年は、一軒前の籤権を持つ者二十軒、一・五軒前の籤権を持つ者二軒、二十三軒になっていた）

こうして、開拓当初のころは、みんなで力を合わせて開発した土地を、面積も条件も差のないように分けあって開発への努力を続けていたのであった。

居住地区はまだ一つにまとまったものではなかったようで、慶安五年（一六五二）上和納村と長左衛門との協定によると、「つくもだ居屋敷」の地と「あらや居屋敷」の地に分かれていた。（文化年間に合流した）また、「東江浦草田」に七軒で土地を分けあい耕作し後には、組頭までおいたがついに分村にまでは発展しなかった。

○元禄検地

開祖長左衛門が新田開発免許状を得てから四十二年後の元禄七年（一六九四）に領主から検地を受けた。もうすでに、開祖長左衛門から四代目が長左衛門家を相続していた。

現存する、「蒲原郡之内江浦草田村田畑検地帳」が当時の村のすがたを今に伝えている。

これは、先の地割帳のように、「あら江東、壱番七枚、伊左衛門」などと小字名とくじ番と田の数一枚など記したあいまいなものではなくなった。「堤之内、下々田、十八間、七間、四畝六歩、猪兵衛」などと記載され、誰が、どこの土地を、どれだけ耕作しているかがはっきりさせられた。

西江浦草田に限って見れば二十二軒の百姓がそれぞれ耕地の場所と反別を明確にされ、屋敷地も、庄屋猪兵衛が特に六畝歩、他の百姓は三畝歩を無税の地として領主から所有を認められた。こうして、農民は無税の屋敷地をあたえられるなど、百姓としての存立を保護されたが、検地された高に応じての納税はまぬかれぬものとなった。長左衛門家は庄屋として特権を認められ領主は庄屋をとおして村の統治が容易に行なえるようになって来た。

社をつくり、庄屋を中心に寄合をし、共同作業をして、村としてのまとまりは強められていったが、反面封建農村として領主の支配にはっきり組み入れられる事になった。

ただ、ここ津雲田村のごとく「軒前割地」の行なわれた村では、「しぼり取られる」ばかりの百姓に甘んじていたのだろうか。そうとは思われない。明治期に検地帳記載の土地とは全く違った。より多くの土地を持ちながら村人集団で領主の目をごまかし生活の維持向上をはかっていた。これは、きびしい封建社会内で生き抜く村民共同のちえでもあったのである。

伊藤栄吉氏顕彰記

神事芸能の保存に功績

全国神社本庁より表彰

和納拍子方　伊藤栄吉さん

▽…和納一区の伊藤栄吉さんは、去る五月二十三日東京渋谷公会堂において、神事芸能の保存振興に功労があったとして、全国神社本庁総裁より表彰を受けました。伊藤さんは昭和二年に、和納十五夜祭りに古くから伝わる祭りばやしの拍子方に入会、以後祭りばやしの保存伝承につとめ、現在も拍子方の顧問として活躍されています。……△

四十四年間にわたる拍子方の思い出を、伊藤さんは次のように語りました。

「私が拍子方に出た時は昭和二年当時二十四才の時と思う。その時は老人ばかりでした。上町の亀甚之助さんが笛を教えてくれました。まちがえれば何度でも吹かされ、あんまり厳しいのでやめようかと思った時もありました。今から約四十年前の昭和五年八月に東京多摩川にて全国花火大会が開かれました。区長竹内啓次氏と共に拍子方全員が参加花火の打上と同時にはやしを奏楽、翌日は芝浦の放送局で全国放送をしました。まだこの頃はラジオの入れはじめでした。村で何軒もないころでした。私が一番若いでした。今は一番年配です。この大切な古い伝統をくずさずに教えてゆきたいと思います。時代が変り、無理に教えることも出来ません。幸いにして現在岩室村の無形文化財の指定をうけ、拍子方全員が彰を受けましたが、さらに一生懸命努力して息の続く限り笛を吹きたいと思います。」

和納に古くから伝わる立派な郷土芸能であるこの祭りばやしを、伊藤さんのような方々がどしどしでて後世に永く伝えてもらいたいものです。

夫婦でよろこびを語る伊藤さん

「よろこんでいます。ようやく先の見とおしがついたような気がします。また、この度、私が神社本庁から表彰をうけましたが、さらに一生懸命努力して息の続く限り笛を吹きたいと思います。」

どなたの相談でも、どんな心配ごとでも、どんどん持ち込んで下さい。相談員が、みなさんと一緒になって考えて下さいます。

農業共済

昭和46年度 水稲共済掛金事務費賦課金きまる

◎水稲共済掛金の基礎となる単位当り共済金額及び基準収穫量は、共済事業運営協議会で補償の充実をはかるためキログラム当り八〇円とすることにし、去る三月の村議会で議決されました。基準収穫量は損害評価会で、県の指示収量、本村の生産量、その他統計資料により検討の結果、十アール当り五六〇キログラムと決定されました。これによって農家の皆さんの負担となる共済掛金は次のようになります。

基準収穫量	560kg
引受割合	70%
引受収量	392kg
10a当り共済金額	80円
10a当り共済金額	31,360円
掛金率	0.5904%
農家負担	
共済掛金	185円

（45年度と同じ）

このようにして農家からの納入していただいた共済掛金は、このほかに国が負担する共済掛金の一部が交付されるので、これと併せて村に備蓄され被害を受けた農家の共済金支払に充てられます。共済金を支払った後の残額は、決算で剰余金として各種の積立金に積立られ、共済金の支払に不足を生じた場合、あるいは無被害農家へ支払う無事戻金の財源に充てることになります。

◎事務費賦課金も掛金といっしょに納入願うことになりますが、事業運営経費の一部として共済事業運営協議会及び村議会を経て、前年同額の十アール当り六〇円に決定されましたが、加入者割は賦課しません。

この水稲共済掛金と事務費賦課金は、来る七月中旬に部落区長、農区長さんを通じて納入依頼書をお届けするよう予定していますので、よろしく御協力下さるようお願いいたします。

◎無事戻金の支払

無被害農家に支払っている四十六年度の支払対象は四十三年～四十五年度の三年間となります。支払総額は三九六千円、支払戸数六〇〇戸となりました。支払方法は昨年同様共済掛金から無事戻金額を差引き支払としますのでお含みおき下さい。

共済事業についてお気付の点がありましたら役場農政課へ御連絡下さい。

就業構造基本調査にご協力を

この調査は、昭和四十六年七月一日現在でわが国の人口のうち働いている人が何人で、どんな産業や職業に従事して、どのくらいの時間働いているか、どのくらいの収入をえているか、また産業間、地域間でどのように移動しているか、あるいは仕事を探している人はどのくらいいるのかなど国民の就業状態を明らかにするための統計調査です。

五年ごとに、国が実施するもので、いくつかの世帯を選んで調査されます。この村からは約二十五世帯ほど選らばれます。六月の末から七月のはじめにかけて調査員がお伺いしますので、この調査対象として当った世帯はご協力ください。お伺いする調査員はつぎの方々です。

南谷内　近藤秀信
北野　田中惣二
和納四区　田中

おめでた　6月19日まで

婚姻の部

氏名	前住所	新住所
長谷川（原田）進	和納	和納9
柿島（山田）昭敏	新潟市内野	和納4
樋口（渡辺）泰二代	〃	岩室
阿部（落田）芳千子	中之口	夏井
木村（藤田）啓春夫	岩室	岩室
斎藤（名田）美子郎	夏井	潟上
鈴木（竹内）栄子	吉田	和納6
山田（中崎）弥修生	原田	〃
金子（雲崎）三昇	出雲崎	和納町
沖田（上）子夫	潟上	和納町
大井（納室）み	岩室	和納町

出生の部

氏名	出生月日	保護者	部落
後藤幸充	5.6.13	幸雄	北橋
阿部雄	5.6.2	三郎	和納原
大陽	5.5.30	栄一	岩室
柏徳司	5.5.19	雄夫	間野本1
木田美子	5.5.19	恵	岩室7
滝智理	5.5.18	雄	間室1
部子	5.5.12	雄	岩瀬
山田勝	5.5.9	博	石間
金子奈	5.5.6	辰治	西中
沖田幸	6.6.17	光一	橋本3
大井悟	6.12.9	幸守	和橋
後藤	6.8.8	四郎	西中
藤部	5.5.24	孝一	金池7
武田	5.1.19	昇男	間
山本	5.8.6	正ツル	間
金子	6.7.17	省子	間

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
石塚源次郎	67	6.6.13	藤武勝巳	山本
笛木勝作	24	6.12.2	武寿郎	田間
藤田重太郎	71	6.6.30	田秋作	田間
山本秋男	75	6.8.19	重太郎	田間
鈴木正助	21	5.8.19	秋男	田間